

四国電力株式会社伊方発電所第3号機の  
原子炉等規制法に基づく工事の計画の認可申請の概要

1. 申請者及び申請年月日等

申請者：四国電力株式会社 取締役社長 佐伯 勇人

申請年月日等：

平成31年 2月27日（原子力発第18295号）

補正年月日等：

令和 元年12月23日（原子力発第19333号）

令和 2年 1月10日（原子力発第19344号）

令和 2年 1月21日（原子力発第19364号）

令和 2年 3月11日（原子力発第19391号）

2. 発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地

名称：伊方発電所

所在地：愛媛県西宇和郡伊方町

3. 発電用原子炉施設の出力及び周波数

出力： 2, 022, 000 kW

第1号機： 566, 000 kW

第2号機： 566, 000 kW

第3号機： 890, 000 kW（今回申請分）

周波数： 60 Hz

4. 申請範囲

核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設

6 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格

7 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項

(1) 品質保証の実施に係る組織

(2) 保安活動の計画

(3) 保安活動の実施

(4) 保安活動の評価

(5) 保安活動の改善

原子炉冷却系統施設（蒸気タービンに係るものを除く。）

11 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の基本設計方針、適用

#### 基準及び適用規格

- 1 2 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項
  - (1) 品質保証の実施に係る組織
  - (2) 保安活動の計画
  - (3) 保安活動の実施
  - (4) 保安活動の評価
  - (5) 保安活動の改善

#### 蒸気タービン

- 3 蒸気タービンの基本設計方針、適用基準及び適用規格
- 4 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項
  - (1) 品質保証の実施に係る組織
  - (2) 保安活動の計画
  - (3) 保安活動の実施
  - (4) 保安活動の評価
  - (5) 保安活動の改善

計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものを除く。）

- 1 0 計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）の基本設計方針、適用基準及び適用規格
- 1 1 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項
  - (1) 品質保証の実施に係る組織
  - (2) 保安活動の計画
  - (3) 保安活動の実施
  - (4) 保安活動の評価
  - (5) 保安活動の改善

発電用原子炉の運転を管理するための制御装置

- 2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能
  - ・中央制御室機能

#### 放射線管理施設

- 4 放射線管理施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格
- 5 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項
  - (1) 品質保証の実施に係る組織
  - (2) 保安活動の計画
  - (3) 保安活動の実施
  - (4) 保安活動の評価
  - (5) 保安活動の改善

## 原子炉格納施設

- 4 原子炉格納施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格
- 5 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項
  - (1) 品質保証の実施に係る組織
  - (2) 保安活動の計画
  - (3) 保安活動の実施
  - (4) 保安活動の評価
  - (5) 保安活動の改善

## その他発電用原子炉の附属施設

- 1 非常用電源設備
- 2 非常用発電装置
  - (1) ガスタービン
    - イ ガスタービン  
常設
      - ・非常用ガスタービン発電機ガスタービン
    - ハ 調速装置及び非常調速装置
      - ・非常用ガスタービン発電機調速装置
      - ・非常用ガスタービン発電機非常調速装置
  - (4) 燃料設備
    - イ ポンプ  
常設
      - ・非常用ガスタービン発電機燃料油移送ポンプ
    - ロ 容器  
常設
      - ・非常用ガスタービン発電機燃料油サービスタンク
      - ・非常用ガスタービン発電機燃料油貯油槽
    - ニ 主配管  
常設
      - ・主配管
  - (5) 発電機
    - イ 発電機  
常設
      - ・非常用ガスタービン発電機
    - ロ 励磁装置  
常設
      - ・非常用ガスタービン発電機励磁装置
    - ハ 保護継電装置
      - ・非常用ガスタービン発電機保護継電器
    - ニ 原動機との連結方法
      - ・直結（非常用ガスタービン発電機）

- 4 非常用電源設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格
- 5 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項
  - (1) 品質保証の実施に係る組織
  - (2) 保安活動の計画
  - (3) 保安活動の実施
  - (4) 保安活動の評価
  - (5) 保安活動の改善

#### 4 火災防護設備

- 1 火災区域構造物及び火災区画構造物
  - ・非常用ガスタービン発電機建屋
  - ・非常用ガスタービン発電機燃料油貯油槽
- 2 消火設備
  - (2) 容器  
常設
    - ・ハロンボンベ（非常用ガスタービン発電機建屋）
  - (5) 主配管
    - ・主配管
- 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格
- 4 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項
  - (1) 品質保証の実施に係る組織
  - (2) 保安活動の計画
  - (3) 保安活動の実施
  - (4) 保安活動の評価
  - (5) 保安活動の改善

#### 5. 工事の種類・内容

種類：発電用原子炉の基数の増加の工事以外の変更の工事  
内容：非常用ガスタービン発電機を設置等の変更

#### 6. 申請理由

非常用電源設備の信頼性向上の観点から、重大事故等対処設備として、非常用ガスタービン発電機を設置する。